

車両代替をお考えの中小トラック運送事業者の皆様へ

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業)

平成28年11月1日申請受付分より

1事業者あたりの補助上限台数を撤廃!

トラック運送事業者の皆様は、台数の制限なく何台でも補助金をご申請いただけます。



本事業は、平成16年度以前に新車登録したトラックを廃車(永久抹消)して、環境対応型ディーゼルトラックを導入することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、環境保全することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を通過すると補助金が交付されます。

【補助金交付内容】

区分	小型車	中型車	大型車
車両総重量	3.5t 超~7.5t 以下	7.5t 超~12t 以下	12t 超
補助金	40万円	70万円	100万円

※車両の区分は原則、車両型式で判断しますが、併せて自動車検査証に記載された車両総重量に基づいて確認します。

■申請はお早めに

申請期間満了前であっても、予算額に達したときは、その時点で受付を終了致しますので、お早めにご申請ください。

事業の詳細は裏面へ

事業概要

1. 補助対象事業者

- ①一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者（ただし、資本金3億円以下又は常用する従業員300人以下が対象）
- ②①に貸し渡す自動車リース事業者

2. 補助対象

◆先進環境対応型ディーゼルトラック

- ・車両総重量3.5トン超であって、型式の排出ガス規制識別記号が「TKG」、「TPG」、「TRG」、「SPG」、「QKG」、「QPG」、「LPG」であること
- ・平成28年4月1日から平成29年1月31日までに新車登録されたもの
- ・所有権留保が設定されていないこと(解除後の申請可)
- ・下記事業用トラックの廃車(永久抹消)を伴うこと

◆対象となる廃車車両の基準

- ・平成16年度以前に新車新規登録した事業用トラックであって、平成28年4月1日から平成29年1月31日までに廃車するもの
- ・導入する環境対応型ディーゼルトラックと同じ車両区分以上であること
- ・使用者名が新車登録する所有者名および使用者名(リースの場合は使用者名)と同一であるもの
- ・廃車するまでの過去1年間継続して自社で事業用トラックとして使用していたもの
- ・廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効であること。かつ、その有効期間内の走行距離が3,000km(特種車は6,000km)以上であること



3. 予算総額

約28億円（平成28年10月14日時点での予算残額 約14.5億円）

4. 申請受付期間

- ・平成29年1月31日まで
- ただし、上記期間内であっても予算額に達したときはその時点で受付を終了致します。尚、申請状況はLEVOのホームページにて公開しています。

5. 交付決定兼交付額の確定通知

- ・申請内容を審査委員会の定める審査基準に基づき審査し、交付決定及び交付額の確定を行います。

6. 事業報告書等の提出

- ・申請書にはエコドライブ等燃費改善計画書を添付
- ・補助事業完了日(新車登録日または廃車日のいずれか遅い日)から、平成29年3月末までの間については3か月ごとに、またその後1年間については4半期ごとに導入車両の月別燃費を提出していただきます。

★詳細及び申請書のフォーマット等は、ホームページにてご確認ください。

問い合わせ先



一般財団法人 環境優良車普及機構
TEL: 03(5341)4577
メールアドレス: hojokin@levo.or.jp

環境対応型ディーゼル車補助事業執行グループ
FAX: 03(5341)4578
ホームページ <http://www.levo.or.jp/>